

「子供の未来応援国民運動」シンボルマーク及びキャッチフレーズ 使用ガイドライン

平成28年3月28日
内閣府子供の貧困対策推進室
最終改正令和3年11月16日

1. 目的

子供の未来応援国民運動（以下「国民運動」という。）における各種支援事業を展開していくにあたり、いわゆる貧困の連鎖によって、子供たちの将来が閉ざされないよう、全ての子供たちの夢や未来を応援する国民運動の象徴となるシンボルマーク及び国民運動をより身近なものとして意識できるようなキャッチフレーズ（以下「シンボルマーク等」という。）を制定しました。

このガイドラインは、「子供の未来応援基金」への寄付をはじめ、様々な機会を通じて、シンボルマーク等を活用していただくとともに、その不正な使用を防ぐことを目的として、遵守すべき事項等をまとめたものです。

2. 定義

「シンボルマーク等」とは、「シンボルマーク及びキャッチフレーズデザインマニュアル」（以下「マニュアル」という。）に定めるシンボルマーク、キャッチフレーズ及びこれらを組み合わせたものです。

3. 管理者

シンボルマーク等の管理者は、内閣府子供の貧困対策推進室（以下「内閣府」という。）です。著作権などその他一切の権利は、内閣府に帰属します。

4. 使用適用者

シンボルマーク等の使用は、このガイドラインの全ての内容に同意する者であって、内閣府がシンボルマーク等の使用適用者として承認した者に限ります。

5. 申請方法と承認手続

- (1) シンボルマーク等の使用適用者としての承認を受けようとする者は、原則として承認を受けようとする1か月前までに、申請書（別紙）に関

係書類を添えて、内閣府までメールにて提出することとします。

(2) 上記(1)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、申請の必要はありません。

① 次に掲げる者が国民運動の推進のために使用する場合

イ 全府省庁

ロ 地方公共団体

ハ 子供の未来応援国民運動発起人及び子供の未来応援国民運動発起人が所属する団体

ニ 子供の未来応援国民運動推進事務局（以下「事務局」という。）

② 事務局又は事務局を構成する者が、国民運動の推進のための事業実施や周知を団体等に依頼し、依頼に基づき当該団体等が使用する場合

③ 新聞、テレビ等の報道関係機関が報道目的で使用する場合

(3) 内閣府は、申請内容を審査した上で、シンボルマーク等の使用の可否を申請者に直接メール等にて連絡するとともに、内閣府ホームページ上に掲載するシンボルマーク等のデータ及びマニュアルを送付します。上記(1)及び(2)に従いシンボルマーク等を使用する場合は、マニュアルの規定を順守してください。

6. 報告

シンボルマーク等の使用適用者として承認された者は、内閣府が、使用内容の報告を求めたときは、必要な資料を提出することとします。

7. 不正使用と承認の取消

(1) シンボルマーク等の使用適用者としての承認後において、次に掲げるいずれかに該当するときは、承認を取り消します。

① 使用内容と申請内容が著しく異なるとき

② 使用者が国民運動の信用を傷つける行為を行ったとき

③ 使用者が関連行事の実施に当たって、安全上及び衛生上適切な措置を講じなかったとき

④ 公序良俗に反する行為を行ったとき

⑤ マニュアルに違反、あるいは違反の疑いがあり、内閣府からの是正等の指示に応じないとき

⑥ 内閣府からの使用内容の報告の求めに応じないとき

(2) 使用承認の取消を受けた者は、シンボルマーク等の画像データを速や

かに破棄し、いかなる理由があろうとも保存、開示、利用または譲渡することはできません。

8. ガイドラインの変更

このガイドラインは、内閣府により、事前の通知なく変更される場合があります。